

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 213 号 この資料は全部お読みいただいて 3 分 30 秒です。

今回のテーマ： 税額控除制度の導入について

学校法人の経営を税制面から支援するため、平成 23 年度税制改正により、一定の要件を満たした学校法人に対して個人が寄附を行った場合、従来の所得控除制度（※1）の他に、寄附者の選択により新たに税額控除制度（※2）の適用を受けられるようになりました。

平成 23 年中に税額控除の対象である旨の証明を受けた学校法人に寄附をした場合、平成 23 年 1 月 1 日からの寄附金に遡って税額控除を適用することができます。

※1 (所得金額－所得控除額) × 税率 = 税額 特徴：所得税率が高い人の減税効果大きい。

税金軽減額 → 所得控除額 (総所得金額等の 40% 相当額が限度) × 税率

※2 税額－税額控除額 特徴：税率は関係なく、小口の寄附にも減税効果大きい。

税金軽減額 → 税額控除額 (所得税額の 25% 相当額が限度)

Ex. 10 万円を寄附した A 氏の場合 (A 氏の適用税率 20%、所得税 8 万円) ※2 を選択した方が有利

所得控除制度 (100,000－2,000 円) × 20% = 19,600 円

税額控除制度 (100,000－2,000 円) × 40% = 39,200 円 (限度額) 80,000 × 25% = 20,000 円

☆税額控除制度の適用を受けるための要件は 3 つです。

①学校法人に求められる要件・・・実績判定期間に下記 2 つのうちのいずれかを満たすこと

A. 実績判定期間における寄附金収入金額が経常収入金額の 1/5 以上

B. 実績判定期間内に 3,000 円以上の寄附を行った寄附者の数が年平均 100 人以上

②情報公開に関する要件・・・一定の書類を据置き、請求があった場合は閲覧に供すること

③寄附者名簿に関する要件・・・必要な情報全てを記載した資料を作成し、保存すること

■上記①B.の要件「寄附者数年間 100 人以上」について

・匿名の寄附者は人数に入りません。

・任意団体である「同窓会」や「父母会」などが、複数の寄附者からの寄附を一括して学校法人に寄附した場合には、代表者の 1 人のみ人数に入ります。

個々の寄附者の氏名・住所・寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合は、個々の寄附者を数に入れることが可能ですが、その場合「寄附金名簿」には同窓会や父母会ではなく、個々の寄附者の氏名を記載しておく必要があります。

・同一の法人や個人から異なる目的で受領した複数の寄附は、同一年度内であればまとめて 1 件として数えます。

・新生の入学決定後に募集を開始した寄附で、新生以外の者と同一の条件で募集したものについては、人数に入れることができます。

■税額控除対象法人の証明書について

学校法人に対して寄附をした個人は、確定申告の際、自らの選択によって所得控除または税額控除の適用を申告するため、学校法人は税額控除対象法人の証明書の写しに加え、特定公益増進法人の証明書の写しを寄附者に交付する必要があります。

お見逃しなく！

文科省は平成 24 年度の税制改正要望の中で、一部の大規模法人に限らず、小規模法人を含めた「寄附文化の更なる推進」を目指しています。今後、要件が緩和されて税額控除対象の法人が増加する可能性があります。

参考文献：社団法人日本私立大学連盟の HP、学校経理研究会「学校法人（平成 23 年 9・10 月号）」、23 文科高第 385 号「学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の導入等の税制改正について（通知）」